



森 一美

● 労災保険と自賠責保険、どちらがお得！ ●

(協子) 「あれ、労太じゃない。こんなところで、何してるの？」

(労太) 「先月、監督署で配置換えがあつて、労災保険の支払をするこゝとになつたんで、少し勉強してるんだけど(エヘン!)」

「へー、そうなんだ。そうだ、ちょうど良かったわ、私が会社で労務担当だつて知ってるわよね」

「そんなこと言つてたね」

「それで、ちょっと相談に乗ってほしいのよ。会社の人がね、取引先に自賠責で向かう途中に交通事故に遭つたんだけど、ひどいのよ。相手の車、自賠責保険しか入つてないし、お金もないから、賠償も満足にできないつて言つてるのよ。仕事だから、治療費や生活費を労災保険に請求しようとしたら、先輩が仕事上の交通事故は自賠責を先に使わなければいけない

つて言うんだけど。本当なの？」

「そんな事はないと思うよ。怪我した人が有利な方法を選択すれば良いはずだよ」

「じゃあ、どつちの保険を使うのが有利なの？」

「このケースは、労災保険を先に使う方が良いんじゃないかな。労災保険は病院の治療費と給料の60%程度が補償されるけど、自賠責保険は治療費と給料の100%程度が補償されるし、慰謝料と雑費も支払ってくれると思うよ」

「じゃあ、自賠責保険を使つた方が得じゃないの？」

「それがさ、自賠責保険は支払限度額があつて、確か120万円だったはずだよ」

「えー！ 120万円なの？ 怪我が重かつたらすぐなくなっちゃうじゃない」

「だからさ、治療費と

給料の60%部分を労災保険から支払いを受けて、自賠責保険の120万円を給料の40%と慰謝料、雑費の支払いに使えばいいのさ。自賠責保険から先に治療費や給料分の支払いを受けると、その限度額まで労災保険は支払いをしないから、注意が必要だよ。注意点としては、自賠責保険の事故報告を確実に損害保険会社に行うことを忘れないようにすることかな。労災保険を先に使うと、監督署(国)が支払つた保険金相当額を自賠責保険に被災者に代わつて請求するけど、最近の損害保険会社は被災者への請求を優先してくれるはずだよ」

「そうなんだ。じゃあ、早速、病院へ療養給付請求を提出するわ。だけど、怪我がひどくて後遺障害が残つた場合はどうなの？」

「基本的には、労災保険を先に使用した方が有

利な場合が多いと思うよ。だけど、後遺障害の程度がひどい場合は、労災保険は年金で支給する。また、療養した期間によつては、どちらの保険を使用した方が得かわからないケースがあるようだよ。詳しいことは、先輩に聞いて、次の機会に教えるよ」

新米労災担当の労太君の説明で少しはお分りになりましたでしょうか。業務中・通勤途中の交通事故の場合は、労災保険、自賠責保険、自動車保険、人身傷害保険など保険請求の選択肢がたくさんあります。少しでも有利な請求方法を選択していただきたいと思ひます。監督署の労災担当や損害保険会社の支払担当とよくご相談されることをお勧めします。(元労働保険適用・事務組合課長)

タイトル・浅井健史

喫茶店の片隅で監督署に勤務する労太君と従妹の協子さんが話をしていますので、少しお聞きください。